

答 申 第 38 号

平成 26 年 10 月 31 日

兵庫県公安委員会

委員長 塚 本 哲 夫 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成 26 年 7 月 17 日付け兵公委発第 565 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

特定の企業の株主総会でどのように相談を受けどのように警備したのかが分かる文書

## 答 申 (案)

### 第 1 審議会の結論

本件事案について、兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定は妥当である。

### 第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

#### 1 公文書の公開請求

平成 26 年 4 月 22 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

#### 2 実施機関の決定

平成 26 年 5 月 1 日、実施機関は、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 審査請求

平成 26 年 5 月 15 日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、本件処分を不服として兵庫県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

#### 4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書は、特定の企業の株主総会でどのように相談を受けどのように警備したのかが分かる文書（以下「本件対象公文書」という。）である。

## 5 諮問

平成26年7月17日、諮問庁は、条例第17条の規定により、兵庫県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、公開することを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

本件公開請求は具体的な警備内容について公開を求めているので条例（非公開事由の）適用外である。

### 第4 諮問庁の説明要旨

意見書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

#### 1 本件請求内容について

本件請求内容は、特定企業の株主総会に関して、特定企業が警察に対して何らかの相談をし、その相談を受けた警察が警備し対応したことが分かる文書であり、特定企業の株主総会の警備に係る情報を求めているものと判断した。

#### 2 企業対象暴力対策について

政府は、近年の暴力団や暴力団関連企業及び総会屋など反社会的勢力の不透明化や資金獲得活動の巧妙化が高まる情勢下、企業対象暴力対策として、「企

業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日付け犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)を示し、基本的な理念や具体的な対応を定めている。

実施機関では、当該指針を踏まえ、関係機関等と連携を強化して、警備その他被害防止のための諸対策を講じている。

なかでも各企業が行う株主総会に当たっては、反社会的勢力が株主の地位を悪用して企業に対して不当要求を行うおそれが極めて高いことから、企業に対する支援・連携活動を強化するなど株主総会における各種対策を講じている。

### 3 条例第9条の該当性について

#### (1) 条例第6条第3号の非公開情報該当性について

本件請求内容は、特定企業の株主総会の警備に係る情報であり、本件対象公文書の存否を明らかにすることにより、不法行為を敢行しようとする反社会的勢力に、警察官による株主総会の警備の有無を明らかにすることとなり、犯罪行為の助長又は巧妙化をならしめることから、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第6条第3号の非公開情報に該当するものと認められる。

#### (2) 条例第6条第6号の非公開情報該当性について

また、本件請求内容は、特定企業の株主総会前における警察への相談の有無に係る情報でもあり、本件対象公文書の存否を明らかにすることにより、当該相談の有無が明らかとなり、結果として企業と警察との信頼関係が損なわれ、企業等との連携を前提とした企業対象暴力を含む暴力団関係相談等の暴力団排除関係事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第6条第6号の非公開情報に該当するものと認められる。

したがって、本件対象公文書については、その存否を答えるだけで、条例第6条第3号及び第6号に規定する非公開情報を公開することとなるため、当該公文書の存否を明らかにせずに、条例第9条の規定に基づき公開請求を拒否することとしたものである。

#### 4 結論

以上により、本件公開請求に係る公文書の存否を明らかにしないで非公開とした本件処分は妥当である。

### 第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、諮問庁の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

#### 1 本件処分について

審査請求人は、特定の企業名を挙げて、当該企業の株主総会でどのように相談を受けどのように警備したのかが分かる文書の公開を請求した。これに対し、実施機関は、条例第9条に該当することを理由に本件処分を行った。

諮問庁は、本件対象公文書の存否を答えるだけで条例第6条第3号及び第6号の非公開情報を公開することになり、条例第9条の規定に該当することから、実施機関が存否を明らかにせずに非公開決定を行ったことは妥当であると主張する。

#### 2 本件対象公文書の条例第9条該当性について

##### (1) 条例第9条、第6条第3号及び同条第6号について

ア 条例第9条は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第6条各号の非公開情報を公開することになるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる

定めている。

公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにして公開又は非公開の決定をすべきであるが、本条は、例外的に公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合について規定したものである。その趣旨は、公開請求に係る公文書の存否を答えることで条例第6条各号の非公開情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれることを防止することにある。

イ 条例第6条第3号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非公開情報として規定している。

これは、地方公共団体の責務として、社会生活の基盤となる公共安全と秩序を維持し、県民全体の利益を擁護するという観点から、公文書の公開による犯罪の誘発その他の社会的障害の発生を防止するために定められたものである。

ウ 条例第6条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開とすることを定めている。

## (2) 本件対象公文書の存否情報の非公開情報該当性について

ア 各企業が行う株主総会に当たっては、暴力団等の反社会的勢力が株主の地位を悪用して企業に対して不当要求を行うおそれがあるので、実施機関では、各企業と連携を強化して、警備その他被害を防止するための対策を講じている。

イ 本件対象公文書は、特定の企業の株主総会に係る警備等の警察活動に関する公文書であることから、本件対象公文書の存否を明らかにすれば、反

社会的勢力が企業に対する不法行為を企図するのに悪用されるおそれがあるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

よって、本件対象公文書の存否情報は、条例第6条第3号の非公開情報に該当するものである。

ウ また、審査請求人が公開を求めるような相談に関する文書については、その存否を答えた場合、実施機関への相談の有無が明らかとなり、相談者の実施機関に対する信頼関係が損なわれるなど、実施機関の行う相談業務に係る事務の適正な遂行に支障が及ぶおそれがある。

よって、本件対象公文書の存否情報は、条例第6条第6号にも該当する。

### (3) 本件対象公文書の条例第9条該当性について

以上のことから、本件対象公文書は、その存否を答えるだけで条例第6条第3号及び第6号の非公開情報を公開することとなるため、条例第9条に該当するものと判断できる。

## 3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 26 年 7 月 17 日	・ 諮問書の受領
平成 26 年 7 月 18 日	・ 諮問庁から意見書を受領
平成 26 年 7 月 29 日	・ 審査請求人から意見書を受領
平成 26 年 9 月 30 日 第 2 部会 (第 30 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 26 年 10 月 29 日 第 2 部会 (第 31 回)	・ 審議
平成 26 年 10 月 31 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 桜 間 裕 章

委 員 中 西 一 人

委 員 前 田 雅 子

委 員 正 木 靖 子